吉野川市告示第 １２１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項の規定により、指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったため、同法第７８条の１１第２号の規定により、次のとおり告示する。

令和８年 11月 2 日

吉野川市長　　原　井　　敬

1	事業者の名称及び所在地	医療法人青鳳会 吉野川市鴨島町上下島４９７
	事業所の名称	デイサービスセンターせせらぎ
	事業所の所在地	吉野川市鴨島町上下島４４０－３
	サービスの種類	地域密着型通所介護
	廃止年月日	令和８年１０月３１日